

令和2（2020）年度第1回栃木県医療介護総合確保推進協議会 （書面開催）

1 議 題

(1) 地域医療介護総合確保基金に関する事後評価について

資料1

- ・令和元年度における医療介護総合確保基金を活用した事業実績について報告するもの

(2) 令和元（2019）年度病床機能報告の結果について

資料2

- ・地域における病床の機能分化及び連携の推進のため、医療法第30条の13の規定に基づき、一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所から報告された「医療機能の現状と2025年における方向性」について、その結果を公表するもの

(3) 栃木県保健医療計画（7期計画）及び栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン21（七期計画）」の進捗状況について

資料3-1

資料3-2

- ・「栃木県保健医療計画」及び「はつらっプラン21」の進捗状況について報告するもの
⇒5疾病・5事業及び在宅医療の数値目標については、ベースラインを超えるものが多く、目標値の達成に向けて、概ね順調に推移
⇒各市町において、地域で高齢者を支える仕組みづくりが積極的に推進された結果、地域包括ケアシステムを推進する基盤は概ね整備

(4) 栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン21（八期計画）」の策定について

資料4-1

資料4-2

- ・「はつらっプラン21（八期計画）」の骨子（案）について報告するもの
⇒2025年を当面の目標としつつ、その先の2040年も見据え、県及び市町が目指す高齢者支援施策の方向性を提示（計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間）
⇒柱立てに大幅な変更はないものの、時代の潮流や新たな課題等へも対応するため、適宜・適切な見直しを実施

(5) 栃木県保健医療計画（7期計画）の中間見直しについて

資料5

- ・平成30年度から令和3年度を期間（6年間）とする栃木県保健医療計画（7期計画）について、策定後3年を迎えることから、医療法第30条の6の規定を踏まえ、在宅医療その他必要な事項について、計画の見直しを検討するもの

栃木県医療介護総合確保推進協議会委員

任期 平成30(2018)年7月27日～令和3(2021)年7月26日

No.	団 体 名	役 職 等	氏 名	備 考
1	一般社団法人栃木県医師会	会 長	稲野 秀孝	R2.7～
2	一般社団法人栃木県歯科医師会	会 長	宮下 均	
3	一般社団法人栃木県薬剤師会	副会長	梅野 和邦	
4	公益社団法人栃木県看護協会	会 長	朝野 春美	R2.7～
5	栃木県病院協会	会 長	長谷川 親太郎	
6	一般財団法人栃木県精神衛生協会	会 長	青木 公平	
7	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会	常務理事	小林 敦雄	
8	一般社団法人栃木県老人福祉施設協議会	会 長	大山 知子	
9	一般社団法人栃木県老人保健施設協会	理 事	沼尾 成美	
10	一般社団法人栃木県介護福祉士会	会 長	岩原 真	
11	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会 長	浜野 修	
12	特定非営利活動法人とちぎケアマネジャー協会	会 長	大山 典昭	
13	一般社団法人栃木県理学療法士会	会 長	大屋 晴嗣	
14	全国健康保険協会栃木支部	支部長	宮崎 務	
15	自治医科大学	病院長	佐田 尚宏	
16	獨協医科大学	病院長	窪田 敬一	R2.7～
17	国際医療福祉大学	教 授	小林 雅彦	
18	栃木県議会	議 員	日向野 義幸	R2.7～
19	宇都宮市	保健福祉部長	緒方 秀徳	
20	野木町	健康福祉課長	石渡 真	

※ 会長は必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見(特定の地域や分野の医療に関すること)を聴くことができる。

栃木県医療介護総合確保推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 高齢化の進展に伴い医療需要が増大する中で、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「栃木県医療介護総合確保推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進（地域包括ケアシステムの構築を含む。）に関する事項
- (2) 栃木県保健医療計画（栃木県地域医療構想を含む。）の策定及び進捗管理に関する事項
- (3) 栃木県高齢者支援計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金に係る計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (5) その他必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 医療関係団体等の代表
- (2) 介護福祉関係団体等の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他関係機関・団体の代表

(任 期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、栃木県保健福祉部長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部 会)

第7条 会長は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び会長の推薦する者をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会を構成する者の互選により選出する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、栃木県保健福祉部医療政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。